

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

### 1 処分名

いわき市小名浜港運動施設使用料の返還

### 2 所管部課等名

いわき市商工観光部産業・港湾振興課 電話 2 2 - 1 1 6 2

### 3 根拠条例等

いわき市小名浜港運動施設管理条例(昭和61年3月26日いわき市条例第3号)

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、やむを得ない理由に基づいて返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

いわき市小名浜港運動施設管理条例施行規則(昭和61年いわき市規則第8号)

(使用料の返還)

第8条 条例第7条ただし書の規定に基づき、使用料を返還する場合は、次のとおりとする。

(1) 条例第8条第1項第3号の規定に該当して、使用の条件を変更し、又は、使用を停止させ、若しくは許可を取り消した場合

(2) 災害等使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなった場合

2 前項第2号の規定に該当して使用料の返還を受けようとする者は、小名浜港運動施設使用料返還申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

### 4 審査基準

いわき市小名浜港運動施設管理条例第7条ただし書及び同条例施行規則第8条の規定に基づき使用料の全部又は一部を返還する。

### 5 標準処理期間

① 申請書、添付書類の形式審査	1日
② 審査	1日
③ 起案→決裁	1日
④ 決裁→交付(返還)	1日
計	4日

\* 上記日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

(1) 申請の文書の不備その他の理由により申請の文書の補正等に要する日数

(2) 次に掲げる市の休日

① 日曜日及び土曜日

② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)

### 6 作成年月日等

(1) 作成年月日 平成9年9月10日

(2) 改正年月日 平成11年4月1日